

た場合には、建物所有者の方が速やかに雪を排除してください。

◆路上駐車は絶対にしないで

道路に駐車すると、除雪作業の支障になるばかりか、吹雪や夜間は交通事故の原因にもなりますので、路上駐車は絶対にしないでください。

◆除雪車には近づかないで

作業中の除雪車に近づくのは大変危険です。十分な車間距離をとり、安全運転・通行を心がけてください。

除雪にご協力ください

◆雪押場・堆雪場の確保をお願いします

町道に面している公共用地が少なく、雪押場・堆雪場がほとんどありません。道路幅を確保するため、ドーザ除雪の雪押場、ロータリー除雪の堆雪場として、各地域で道路沿線の方々に、私有地を、雪押場・堆雪場として提供してくださいいますようご協力をお願いします。

◆道路側溝に投雪しないで

除雪した雪を側溝に捨てても、水温が低いと雪はなかなか融けません。捨てた雪が融けずに側溝

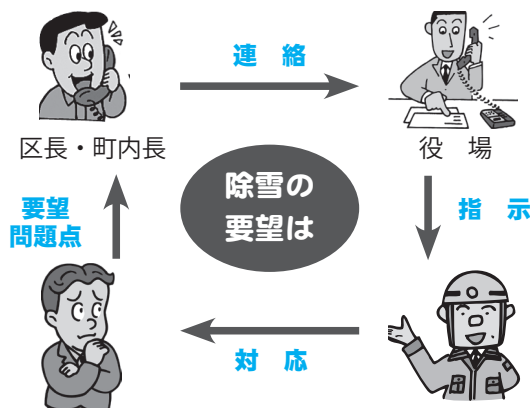
をせき止め、あふれた水が道路に流れ出し、住宅の床土まで浸水した例があります。

◆地域で協力をお願いします

一人暮らしの高齢者世帯や高齢夫婦世帯などは、雪にかかわる負担がとても大きいものです。各地域においても除雪が困難な家庭に配慮いただき、近所の方による除雪作業などにご協力くださいますようお願いいたします。

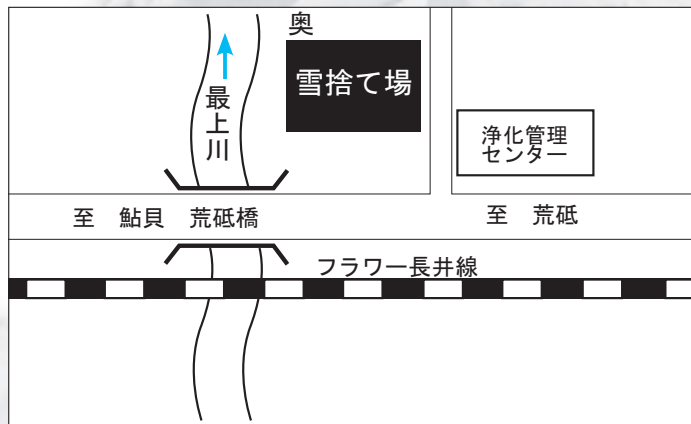
要望への対応について

除雪について、地域的な要望・問題点は個人毎ではなく、必ず区長さん・町内長さんが代表して建設水道課に連絡してください。



雪捨て場のご案内

町では、最上川（荒砥橋下流）の河川敷を雪捨て場に指定しています。毎年、雪と一緒に多くのゴミが捨てられているため、雪以外のものは絶対に捨てないでください。なお、雪を捨てる際は、奥から順に捨ててください。



▼利用期間

平成27年12月1日
～平成28年3月31日

▼利用時間

午前8時～午後5時

●使用しない施設などの閉栓手続き

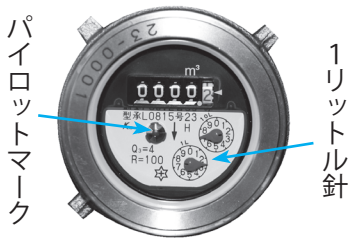
漏水の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設などの閉栓手続きを行います。閉栓、開栓の手数料は、それぞれ1000円です。

●水道管の破裂

水道管が破裂した場合は、メーターボックス内のバルブを閉め、直ちに水を止めて町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。ただし、修理代は自己負担となります。

●漏水の確認

家中の蛇口を全部閉め、トイレなどの水タンクも確認してから、メーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性がありますので、町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。



※冬期間もメーターを時々確認して、漏水の疑いがないかを調べましょう。